

石川県公報

平成 28 年 4 月 13 日 (水曜日)

号 外

(第 4 1 号)

目 次

公 告
○政府調達に関する協定に係る入札公告 (危機対策課) 1

公 告

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおり WTO (世界貿易機関) に基づく政府調達に関する協定 (平成 7 年条約第 23 号) の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成 28 年 4 月 13 日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

- 工 事 名 石川県防災行政無線 (衛星系) 設備整備工事
- 工事場所 石川県全域 (計 84 箇所)
- 完成期日 平成 29 年 3 月 17 日
- 工事概要

- 衛星系システム : 1 式 (76 局)
- IP ネットワークシステム : 1 式 (76 局)
- 交換系システム : 1 式 (54 局)
- 一斉指令システム : 1 式 (54 局)
- 監視制御システム : 1 式
- 電源系システム : 1 式 (76 局)
- その他 (撤去) : 1 式 (94 局)

(5) 予定価格 2,659,932,000 円 (税込み)

(6) 工事の実施形態

- 本工事は、低入札価格調査制度の適用工事である。
- 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 VE 方式の対象工事である。
- 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 12 年法律第 104 号) に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- 本工事に係る入札は紙入札により行う。

2 入札に参加する者に必要な要件に関する事項

この工事の入札に参加することができる者は、平成 28 年度に石川県において締結が見込まれる建設工事の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等 (平成 28 年石川県告示第 194 号。以下「平成 28 年石川県告示」という。) に基づく特定入札参加資格を有すると認められた 3 者の建設業者 (以下「構成員」という。) により結成された特定建設工事共同企業体 (以下「共同企業体」という。) であって、次に掲げる要件の全てに該当し、かつ、発注者により、この工事に係る入札参加資格及び共同企業体入札参加資格の確認を受け、その資格を有すると認められた者とする。

- 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 入札参加資格確認申請書 (以下「申請書」という。) の提出期間の末日からこの工事の開札の日までの期間に、

石川県の指名停止措置を受けていない者であること。

- (3) この工事に係る設計業務等の受注者若しくは当該受注者と資本関係又は人的関係がある者でないこと（詳細は、入札説明書による。）。
- (4) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者でないこと（資本関係又は人的関係がある者の全てが同一共同企業体の構成員である場合を除く。詳細は、入札説明書による。）。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（手続開始の決定後、別に定める手続に基づき一般競争入札参加資格の再認定を受けた場合を除く。）。
- (6) 役員（役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等、これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。
- (7) 次に掲げる構成員1（代表者）の要件を満たす者1者、構成員2の要件を満たす者1者、構成員3の要件を満たす者1者により構成される共同企業体であること。

ア 構成員1（代表者）

次の要件を全て満たす者であること。

- (ア) 平成26年度に実施された建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営事項審査の結果である経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が平成26年10月1日から平成27年9月30日までの間にあるもの。）における電気通信工事に係る総合評定値（以下「総合評定値」という。）が1,100点以上であること。
- (イ) 平成13年度以降に、都道府県の防災行政無線設備工事（衛星系）（第2世代）を元請（共同企業体にあつては、代表者に限る。）として施工した（増設、移設工事は含まない。施工中であるものを除く。）実績を有すること。
- (ウ) 配置予定技術者に係る事項
次の要件を全て満たす者を専任の主任（監理）技術者として配置できること。
- a 3箇月以上の雇用関係にある者
 - b 電気通信工事に係る監理技術者となりうる資格を有する者であつて、かつ監理技術者の資格を有する者
 - c 第1級総合無線通信士、陸上無線技術士又は第1級陸上特殊無線技士の資格を有すること。
 - d 平成13年度以降に、国又は都道府県における防災行政無線整備工事に単体又は共同企業体の代表者の主任（監理）技術者として従事した（施工中であるものを除く。）実績を有する者

イ 構成員2

次の要件を全て満たす者であること。

- (ア) 総合評定値が830点以上であること。
- (イ) 平成13年度以降に、防災行政無線又は消防救急無線の新設又は更新（修繕工事を除く。）工事の元請（共同企業体にあつては出資比率30%以上の構成員を含む。）実績を有すること（部分工事、増設工事又は移設工事は含まれない。）。
- (ウ) 配置予定技術者に係る事項
次の要件を全て満たす者を専任の主任（監理）技術者として配置できること。
- a 3箇月以上の雇用関係にある者
 - b 電気通信工事に係る監理技術者となりうる資格を有する者であつて、かつ監理技術者の資格を有する者
 - c 第1級総合無線通信士、陸上無線技術士又は第1級陸上特殊無線技士の資格を有すること。

ウ 構成員3

次の要件を全て満たす者であること。

- (ア) 総合評定値が790点以上であること。
- (イ) 平成13年度以降に、無線設備の新設又は更新（修繕工事を除く。）工事の元請（共同企業体にあつては出資比率30%以上の構成員を含む。）実績を有すること（部分工事、増設工事又は移設工事は含まれない。）。
- (ウ) 配置予定技術者に係る事項
次の要件を全て満たす者を専任の主任（監理）技術者として配置できること。

- a 3箇月以上の雇用関係にある者
- b 電気通信工事に係る監理技術者となりうる資格を有する者であって、かつ監理技術者の資格を有する者
- c 第1級総合無線通信士、陸上無線技術士又は第1級陸上特殊無線技士の資格を有すること。

(8) 共同企業体は次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 代表者は、構成員1（代表者）の要件を満たす者であって、出資比率が、構成員中最も大きな者であること。

イ 構成員の出資比率は20%以上であること。

(9) 共同企業体の中に第1級総合無線通信士又は陸上無線技術士の資格を有する者を配置すること。

3 共同企業体の結成に関する事項

共同企業体の結成に当たっては、次の事項に留意すること。

(1) この入札公告における工事の入札に参加資格確認申請をした共同企業体の構成員は、他の企業と共同企業体を結成し、この入札公告における工事の入札に参加資格確認申請をすることができない。

(2) 構成員の配置予定技術者は、二人まで同時に申請することができる。

また、同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする事は差し支えないが、他の工事を落札したことにより申請した配置予定技術者を配置することができなくなったときは、直ちに提出した申請書の取下げ又は入札の辞退を行うこと。これらの行為を行わない入札は無効とし、場合によっては、当該入札者については指名停止の措置を行うことがある。

なお、この工事の配置予定技術者については、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）（平成26年2月20日付け監第2722号）」による主任技術者の兼務を認めない。

4 落札者の決定方法

(1) 本工事は、低入札調査基準価格を設定するので、その価格を下回る入札価格があった場合は、調査の後、契約者を決定するものとする。

なお、低入札価格調査においては数値的失格基準を設定するので、この基準を満たさなかった場合は失格とする。

(2) (1)において、評価値の最も高いものが2者又は3者あるときは、該当者にくじをひかせて落札者を決める。

なお、くじの日時及び場所については、発注者から指示する。

5 入札説明書等の交付方法等に関する事項

(1) 入札説明書及び設計図書等の交付期間及び方法

ア 交付期間

平成28年4月13日（水）から同年5月10日（火）午後5時まで

イ 交付方法

石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県危機管理監室危機対策課（行政庁舎6階）にて交付

(2) 質問の受付及び回答

入札説明書及び設計図書等について、質問がある者は、簡易な事項に関するものを除き、次に従い、質問書（様式は任意）を提出すること。

ア 受付期間及び方法

平成28年4月13日（水）から同年5月10日（火）午後5時までに文書で郵送又は持参にて提出（必着）すること。

イ 回答の閲覧方法

質問及び回答の内容を質問に対する回答の日の翌日から平成28年5月10日（火）午後5時までの間、石川県危機管理監室危機対策課（行政庁舎6階）において閲覧に供する。

6 入札参加資格の確認手続等に関する事項

この工事の入札に参加を希望する共同企業体は、次に従い、発注者の入札参加資格の確認及び共同企業体入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、平成28年度において石川県が発注する建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められていない者にあつては、平成28年石川県告示による申請書も併せて提出すること。

(1) 申請書等の受付期間及び方法

ア 申請書及び入札参加資格確認資料

平成28年5月10日(火)午後5時までに書面で提出すること。

イ 申請書に添付する書類

平成28年5月10日(火)までに石川県危機管理監室危機対策課に、次の書類各1部を郵送(書留郵便とし、受付期限内必着とする。)すること。

(ア) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

(イ) 特定建設工事共同企業体協定書(甲)

(ウ) 構成員の直近の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

(エ) 同種又は類似工事の施工実績が確認できる請負契約書等の写し

(オ) 配置予定技術者等の資格及び工事経験が確認できる書類(主任(監理)技術者の資格及び免許書等並びに監理技術者にあつては国土交通大臣の登録を受けた講習の修了証明書、現場代理人及び主任(監理)技術者等選任届、コリンズカルテ等)の写し

(カ) 別に定める「建設工事等の発注における関係会社等の同一入札参加制限について」に基づく業態調書

(2) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格の確認は、上記2(2)に定める条件を除き、申請書の提出期限の日現在の事実をもって行い、その結果は、当該申請書を提出した者に対し、平成28年5月20日(金)までに書面により通知する。

(3) 入札参加資格否認の理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、次に従い、発注者に対し、その理由の説明を求めることができる。

ア 請求期間及び方法

通知があった日から7日以内(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)に書面により、石川県危機管理監室危機対策課に提出すること。

イ 回答方法

説明を求めた者に対し、書面により回答する。

7 入札手続に関する事項

(1) 入札の日時及び場所

平成28年5月23日(月)午前11時00分

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎603会議室

(2) 入札書の提出

上記日時、場所において見積内訳書を添付した入札書を提出すること。

ただし、やむを得ないと認められる場合は、書留郵便(入札日の前日必着とする。)をもって提出することができる。

(3) 入札保証金

免除する。

(4) 入札に関する注意事項

ア 入札参加者は、石川県土木部競争入札心得(以下「入札心得」という。)、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等を熟覧のうえ、入札すること。

イ 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

エ 入札参加資格のない者、申請書又は提出した資料に虚偽の記載をした者、入札書に見積内訳書を添付しない者並びに入札に関する条件及び入札心得に違反した者の入札書は、無効とする。また、入札心得に定める無効の入札書に該当する入札書についても、無効とする。

(5) 落札者決定予定日

平成28年5月23日(月)

(6) 入札結果の公表

契約締結後、石川県公報において公表する。

8 契約の条件に関する事項

(1) 契約書の要否

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内(当該期間内に県の休日に当たる日があるときは、その日を加算した期間)に仮契約書案による仮契約書を作成し、仮契約を締結しなければならない。

なお、この工事の契約締結については、事前に石川県議会の議決を要するので、当該仮契約は、石川県議会でこの工事の請負契約の締結に係る議案が議決されたときに本契約となるものとする。ただし、県は、当該議案が石川県議会で議決されなかった場合でも、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わない。

(2) 契約保証金

落札者は、石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)の規定により契約保証金を納付すること。ただし、同規則の規定により、契約保証金に代えて担保を提供し、又は納付の免除を受けることができる。

(3) 工事代金の支払条件等

ア 前金払の額

請負代金額の10分の4以下に相当する額とする。

イ 部分払又は中間前金払の選択

落札者は、次に掲げる支払方法のいずれかを選択することができる。ただし、契約締結後においてこれを変更することはできない。

(ア) 部分払

石川県財務規則第147条第2項に規定する回数とする。

(イ) 中間前金払

各会計年度における請負代金額の支払限度額10分の2以下に相当する額とする。

ただし、出来高予定額が200万円以上の基準を満たさない会計年度については、中間前金払は行わないものとする。

9 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 特定入札参加資格の認定を受けていない者の参加

平成28年度において石川県が発注する建設の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められていない者も、申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、開札までに、平成28年石川県告示に基づく特定入札参加資格の認定を受けていなければならない。

(3) 契約後VE方式に係る提案

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法に係る設計図書の変更について、提案することができる。

この場合において、当該提案が適正と認められる場合は、設計図書を変更し、必要があると認められるときは、請負代金額の変更を行うものとする(詳細は、特記仕様書による。)

(4) 配置予定技術者の専任性の確認

落札者決定後、コリンズ等により配置予定の監理技術者及び主任技術者の専任性違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合を除き、申請書の差し替えは認めない。

(5) 調査基準価格を下回った価格での入札

調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、配置予定技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある(詳細は、入札説明書による。)

(6) 入札手続における交渉の有無

無

(7) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

(8) この公告に記載のない事項は、国内法又は石川県の条例、規則若しくは告示によるほか、入札説明書によるものとする。

10 問合せ先

石川県危機管理監室危機対策課

郵便番号 920-8580

所在地 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

電話番号 076-225-1483

11 Summary

(1) Contract subject matter

Renewal and construction work of the Ishikawa Prefectural disaster prevention administrative radio (Satellite system).

(2) Date and Time of Bidding:

11:00am, May 23rd, 2016

(3) Contact:

Disaster prevention system Group, Emergency Policy Division, Office of the Superintendent for Crisis Management, Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki, Kanazawa-shi, Ishikawa-Ken

920-8580 Japan TEL 076-225-1483

Mail : e170700@pref.ishikawa.lg.jp